

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第8回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	平成27年2月18日（水）午後6時 ～ 7時
開 催 場 所	中部地区会館403集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：渡辺龍也、瀬口圭志、高橋茂明、北口良夫、本間由美子、前田啓子、比留間毅浩、山田行雄 欠席者：鴻田臣代、中村政義 （事務局）協働推進課長、協働推進課主査、協働推進課主事
報 告 事 項	報告事項1 第7回武蔵村山市市民協働推進会議の会議結果について 報告事項2 協働事業提案制度改正案について
議 題	議題 平成26年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会実施要領について
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 平成26年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会実施要領について 事務局案を承認する。 その他 次回会議の開催日程 平成27年度第1回会議は、平成27年4月15日（水）午後6時から開催する。平成27年度第2回会議は、平成27年4月16日（木）午後6時から開催する。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発信者） □印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局	報告事項1 第7回武蔵村山市市民協働推進会議結果について ● 第7回武蔵村山市市民協働推進会議の内容について、修正等が無ければ会議録の承認とみなし、ホームページ等で公開したい。 -なし- 報告事項2 協働事業提案制度改正案について (辞退について) □ 事業を辞退する場合の規定を設けるが、辞退と言っても様々なケースの辞退がある。企画書は提出したが第二次審査を受ける前に辞退するのか、第二次審査で採択された後に辞退するのか。タイミングは様々である。いずれの場合も、辞退は全て同じ扱いとして規定を適用するのか。 ● そのとおり。 ○ 支払い済みの経費については返還できない団体もあるのではないか。 ● 支払い済みの経費については、返還は求めない。 ○ 3年計画を前提として提案するのだから、安易な辞退を防ぐためにも、規定は必要である。補助金を前金払いで受け取る団体も多いが、本来であれば全て実績払いで交付するべきである。

	<p><input type="checkbox"/> 前金払いが無いと事業を実施できない団体も多いだろう。</p> <p>● 事務局としては、辞退の申し出があった場合も、内容をよく調整し、何とか継続してもらえようようにしたいと考えている。</p> <p>○ 支払い済みの経費に対しては返還させないとすると、補助金を使い切ってから辞退を申し出る可能性もある。悪用を防ぐためには、支払い済みの経費も返還対象になることを規定した方が良い。</p> <p>○ 事業を実施後、2年目又は3年目の提案で不採択となった事業が、内容を改善して再度提案してきた場合、年数の扱いはどうなるのか。</p> <p>● 提案内容がどれくらい変わっているかで判断する。</p> <p>○ 提案内容を確認し、その都度判断すれば良いのではないか。</p> <p>(募集要項について)</p> <p><input type="checkbox"/> 団体育成型事業の実施期間は最大2年間だが、協働型事業のように2年計画で実施するのではない。協働型事業と同様に、単年度ごとの提案が必要であることを明記した方が良い。</p> <p>議題 平成26年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会実施要領について</p> <p>● 団体の報告時間を15分、質疑応答の時間を30分とした。</p> <p><input type="checkbox"/> 市担当課も報告を行うのか。</p> <p>● 市担当課は、質疑応答の際に助言を行う。</p> <p>その他 次回会議の開催日程</p> <p><input type="checkbox"/> 平成27年度第1回会議は4月15日(水)の午後6時から、第2回会議は4月16日(木)の午後6時から開催する。場所については事務局から改めて通知する。</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 0 人
-------------	---	----------------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： _____) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： _____)
--------------	---

庶務担当課	生活環境部 協働推進課 (内線： 242)
-------	------------------------

(日本工業規格A列4番)